

○部活動 活動時間（放課後：下記は完全下校時刻）○

4月	18:00	5月	18:30	6月	18:30
7月	18:30	8月	17:00	9月	18:00
10月	18:00	11月	17:30	12月	17:00
1月	17:30	2月	17:30	3月	18:00

○部活動全般について○

*本校は、群馬県教育委員会「適正な部活動の運営に関する方針」（令和2年4月）、太田市教育委員会「太田市部活動方針」（令和2年4月）に則り、部活動を実施します。

<本校の確認事項>

1. 朝練習は原則行わない <市方針3-(4)>

但し、練習時間が十分とれない場合（1日の活動時間合計2時間未満）は、県・市の規定に則り「平日では2時間以内」で実施可能とする。7時30分前には登校しない。実施する場合は希望者のみとし、さらに「朝練習承認・承諾書」を学校長に提出する。

(1) 練習時間7:30~8:15まで（土・日活動の場合、月曜日は中止。）

(2) 集金日については初日のみ、朝練習は中止。集金を2日目以降に提出する場合は、職員室で学年職員に提出後、練習に参加できる。

2. 活動時間（準備や片づけ時間は除く）の設定 <市方針3-(3)>

合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い「平日では2時間以内」、「学校の休業日では3時間以内」とする。また、土・日曜日の大会や練習試合等で、終日の活動となる場合でも生徒の健康管理に十分配慮し、休養時間を適切に設定し無理のないよう活動する。

(1) 上記の活動時間が原則だが、部活動単位で活動時間が延長になる場合がある。その場合、延長の趣旨を理解した上、別紙「部活動活動時間延長申請・承諾書」を提出する。

(2) 延長時間は、30分~1時間以内とし、最終完全下校は18:30を越えない。

3. 部活中止日・適切な休養日の設定 <市方針3-(1)>

(1) 中間・期末テストの3日間前から原則、全部活動が中止。

(2) 全職員による会議等の場合は原則、全部活動が中止。

(3) 平日に1日と土・日曜日のいずれか1日、週2日以上休養日を設定する。

なお、本校は原則、月曜日を休養日とする。

4. 長期休業中(夏休み・冬休み等)は「原則、土・日曜日は休養日とする」 <市方針3-(2)>

但し、大会や練習試合で保護者の送迎が必要な場合、吹奏楽で講師による講習を依頼する場合など、特別な事情がある場合には土・日曜日の活動もやむを得ない。代替休養日の設定については授業日と同様とする。

(1) 部活動練習予定一覧が配付される。

(2) 夏季休業中の行事を持たない期間及び年末年始休業中の期間、休日は中止。

※部活動について不明な点は、担任又は顧問までお問い合わせください。